

議事日程（閉会日） 令和元年9月20日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第 36号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第 37号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 38号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第 39号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 40号 木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 41号 木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 42号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 43号 木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 44号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 45号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 46号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 47号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 48号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 49号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 50号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議案第 51号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会

計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第52号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定
について

日程第19 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見
書

日程第20 発議第6号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める
意見書

日程第21 発議第7号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の
拡充を求める意見書

日程第22 発議第8号 防災対策の充実を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1番	鎌田鷹介君	2番	伊藤厚紀君
3番	加藤真人君	5番	服部芙二夫君
6番	三輪一雅君	7番	伊藤律雄君
8番	中川和子君	9番	伊藤好博君

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町長	加藤隆君	副町長	森清秀君
教育長	山北哲君	総務政策課長	伊藤啓二君
危機管理課長	小島裕紹君	会計管理者	服部孝龍君
産業課長	平松孝浩君	建設課長	内山幸治君
住民課長	山田克己君	福祉健康課長	松本大君
税務課長	藤井光利君	教育課長	伊藤正典君

事務局出席職員

事務局長 白木悟 議会事務局 渡辺千智

=====

午前 9時 0分開議

○議長（伊藤律雄君） おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かと御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長を初め執行部の皆様方におかれましても御出席いただき、ありがとうございます。

さて、令和元年第3回定例会は9月5日から16日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の最終日でございます。この後行われます議案審議に際しまして慎重な審議をしていただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は既にお手元に配付させていただきましたとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

- 日程第 1 議案第 35号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 2 議案第 36号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 3 議案第 37号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 4 議案第 38号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第 39号 木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 40号 木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 41号 木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 42号 木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 43号 木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 44号 木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 45号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 46号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 議案第 47号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議案第 48号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 49号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議案第 50号 平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会

計歳入歳出決算認定について

日程第 17 議案第 51 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 18 議案第 52 号 平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定に
ついて

○議長（伊藤律雄君） 日程第 1、議案第 35 号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 18、議案第 52 号、平成 30 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの 18 議案を一括上程し、これを議題といたします。

上程しました議会議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） ただいま議題といたしました議案につきましては、18 日の一般質問日にそれぞれの付託されました各常任委員会の委員長報告とその質疑が終わっております。

よって、これより討論に入ります。

討論は一括討論としたいと存じますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

それでは、まず、原案に反対の発言を許します。

○8 番（中川和子君） 議長、8 番。

○議長（伊藤律雄君） 8 番議席、中川和子君。

○8 番（中川和子君） 皆様、おはようございます。

今期定例会に上程されました 18 議案のうち、11 議案に反対をし、7 議案に賛成するものです。

反対討論の前に一言御挨拶申し上げます。

きのう、中学校で体育的行事がとり行われ、いいものを見せてもらったとの校長の講評どおり、成長した子どもたちの姿を見ることができました。

○議長（伊藤律雄君） 中川議員、きょうは賛成討論、反対討論ですので。

○8 番（中川和子君） 御挨拶です、きのうのことに関して。

○議長（伊藤律雄君） 反対討論をお願いします。

○8 番（中川和子君） では、今期定例会に上程されました 18 議案のうち、議件名は省略させていただきますが、議案の 35 号、36 号及び 42 号から 48 号、51 号、52 号の 11 議案に反対をし、7 議案に賛成するものです。

まず、議案第 35 号、令和元年度一般会計の補正予算（第 2 号）についてですが、地域生活支援事業補助金、子ども・子育て支援事業費補助金が法改正によるシステム改修費と

して計上されておりますが、消費税に伴う幼児教育・保育無償化にかかわるものであり、異議を唱えるものです。

また、財産管理費の備品購入費においては、関係部署の情報共有がなされなかったことにおける今回の補正であり、適切とは言えません。

以上の理由から反対をいたします。

続きまして、議案36号、令和元年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、特別調整交付金は、後期高齢者医療制度の保険料の軽減見直しによるシステム改修費であり、保険料緩和措置の特例を縮小するものであることから、反対いたします。

続きまして、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、政府の女性活躍、社会促進にかかわって、女性の旧姓使用を認めものに伴うものです。また、住民票、印鑑登録証がコンビニでもできるなど、個人番号カードの拡大を図るものですが、普及率も低い中でどれほどの効果が図れるのか疑問の残るところとして、反対いたします。

続きまして、議案43号、町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について。

これは議案説明でもありましたとおり、消費税増税に伴うものであることから、反対いたします。

続きまして、議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

消費税増税に伴うものであり、政府は無償化をうたいながら、条例の第3条では一般原則として、保護者の負担軽減としか明記しておりません。また、第13条では、新たに副食費の負担が上げられていることから、反対するものです。

続きまして、議案第44号、平成30年度の木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてですが……。

〔「今、44号と言われました」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） 44号といいました、申しわけないです。

〔「消費税増税は理由になりますかね」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） なりますよ。

〔「なるんですかね」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川和子君） はい。

○議長（伊藤律雄君） 今度、45号ですよ。

○8番（中川和子君） そうです。

議案第44号……。

○議長（伊藤律雄君） 44号と言っていましたよ。45号です。

○8番（中川和子君） 申しわけありません。おわびして訂正いたします。

議案第45号、平成30年度の木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてです。

30年度の決算で一番注視しなければならなかったことは、町政事業にかかわる補正予算が附帯決議つきの賛成多数で可決されたことです。本来なら、記念すべき事業として当初からきちんと計画、予算づけをされ、足りない分を補正に上げるならまだしも話としては通じると思います。しかし、新規に3つもの事業を上げ、予算が通ってから議会と協議をするというのは本末転倒ではないでしょうか。補正予算については、財政法29条、特に緊急に必要となったもの、また、議員必携には、それが真にやむを得ないものであるかという視点に立てば、疑義を唱えざるを得ません。

また、保育所費の工事請負費では、29年度からの繰り越しで中部幼稚園・保育園の改修工事が行われましたが、統合してからの工事ということで、現場が大変だったことは想像にかたくありません。適切な予算措置ではなかったかと思われまます。

議案46号、平成30年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、財政運営が市町の単位から県単位に統一をされました。小さい保険者は助かると言われますが、標準保険料率が設定されることで、保険料の伸びが懸念されるどころです。30年度は料率は変わらず、モデル世帯での保険料は当町は据え置きとされていますが、応益割の金額は県内で最も高いまま推移しており、応益割の率もここ5年で一番高い割合を示していることから、反対いたします。

続きまして、議案47号、平成30年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、75歳以上の高齢者だけを加入させる制度の発足から10年がたちました。この間、5回もの値上げが行われました。30年度は軽減特例の見直しを図るシステム改修が行われ、被保険者のさらなる負担増となることから、反対いたします。

議案第48号、平成30年度の木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、30年度は第7期の介護保険計画に従い保険料の見直しが図られ、6期時に取り崩しているとはいえ、基金状況から勘案すれば据え置くことも可能であったと考えます。また、利用料負担が2割から3割に引き上げられる利用制限につながるシステム改修が行われたことも問題だと考えて、反対をいたします。

続きまして、議案51号、平成30年度の木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定ですが、実質収支額の計数について、決算書、それから監査意見書、事務報告書において誤りがありました。本来あってはならないことで、監査及び常任委員会でも指摘されなかったことはチェック機能が働いていなかったのかと疑わざるを得ません。決算認定以前の問題ではないでしょうか。

議案52号、平成30年度の木曾岬町水道事業会計決算認定についてです。

総配水量がふえているにもかかわらず有収率が昨年より低く、わずかですが、供給単価が給水原価を上回りました。その原因については明らかには今回できませんでしたが、これは使ってもいない長良川導水の高い基本料金が導入されている関係からではないかと推測するところです。

監査の意見書では、経営の長期安定に向け、人件費の抑制、外部委託の推進、未収金の回収などが挙げられていますが、根本的な対策にはなっていないと考えています。先ほども申し上げましたように、使ってもいない長良川導水の高い基本料金を引き下げ、黒字経営の企業庁に相当の対応を求めるべきだと考えます。

また、干拓への分水の施行が始まりましたが、過大な設備投資にならないか、注視しなければならないと考えます。

以上が反対討論ですが、今定例会では、錯誤や誤記による条例改正、また、情報共有欠如による補正予算の上程、さらには、水道事業の決算書、監査報告、事務報告にそれぞれあってはならない計数の記載誤り、一般会計においても決算書の基本データとなる事務報告書の記載誤りがありました。また、一般質問日の開会前には提出をされていた委員長報告書の記載に誤りもありました。

今回は多岐にわたる不備が見受けられました。職員の方に余裕がないなら人員をふやすべきですし、もう少し緊張感を持って事に当たっていただきたいことを申し添えまして、反対の討論といたします。

○議長（伊藤律雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○5番（服部英二夫君） 議長、5番。

○議長（伊藤律雄君） 5番議席、服部英二夫君。

○5番（服部英二夫君） 私は、令和元年第3回定例会に提出されました議案第35号から議案第52号までの本日採決を迎える18議案に対し、賛成討論を行います。

まず、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）については、既決予算に3億3,900万円を増額し、予算総額を33億1,100万円とする補正予算です。

このたびの補正は、歳入は、法人税の事業決算に増収、県補助金の確定、ふるさと応援寄附金納付見込み、前年度からの繰越金の確定などにより必要とする財源の確保が図られたことにより、適正な予算の再編を進められており、財源の有効活用を図る上で必要な補正であり、また、歳出予算では、人事異動の精査、ふるさと寄附金返礼品関連経費や小学校のトイレ改修費、公債費の繰り上げ償還や、特に消費税増税に伴う幼児教育・保育関連等の経費は国の制度で、反対するものではなく町民への負担軽減であり、福祉や所得の安定に大きく寄与するものであり、この補正予算に賛成するものであります。

次に、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、既決予算に歳入歳出それぞれ522万3,000円を増額し、予算総額を8億3,922万3,000円とする補正予算です。

今回の補正予算は、保険料の本算定が行われたことや、前年度からの繰越金の確定による増額や、本年度に受け入れを予定する特別交付金が確定したこと、歳出では、特別交付金や特定健康診査等事業費の財源の組み替えを初めとした各事業の精査、後期高齢者への

システム改修は必要な改修を進めるものであり、適切な補正予算となっていることから、賛成します。

次に、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、既決予算に歳入歳出それぞれ674万8,000円を増額し、予算総額を1億4,374万8,000円とする補正予算です。

今回の補正予算は、保険料の本算定が行われ、保険料確定による増額、歳出では後期高齢者医療連合会の納付金が確定したことによる事業精査で、適切な補正予算となっていることから、賛成いたします。

次に、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、既決予算に歳入歳出それぞれ184万円を増額し、予算総額を5億2,470万円とする補正予算です。

今回の補正は、歳入で保険料の本算定により保険料及び県負担金の確定や前年度決算に伴う繰越金の確定に伴う総額での増額で、歳出では前年の介護給付費負担金の確定に伴う過年度国・県支出金の償還を行うための予算の措置であり、適切な措置であると考え、賛成します。

次に、議案第39号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、両議案とも成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法が改正されたことに伴う町条例の改正であり、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第41号の木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、合計職員定数の錯誤により条例を改正しようとするもので、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第42号の木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法施行令の公布及び令和2年1月からコンビニ交付サービス開始に伴う所要の条例改正を行うものであり、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第43号の木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正しようとするもので、消費税増税分は保護者の負担軽減となり、適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第44号の木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、同法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により条例を改正しようとするもので、幼児教育・保育の無償化の適正な運営を確保するための適切な措置と考え、賛成いたします。

次に、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定についてまでの8議案は、いずれも平成30年度の決算認定議案です。

これらの決算は、当初予算、補正予算の段階において、予算内容を十分に審議され執行がなされたものであり、本定例会では、常任委員会での議案審議や全員協議会での議案質疑も行われております。また、定例会開会日には代表監査委員から適正に処理をされている旨の決算審査報告がなされております。これらのことから、各会計とも財源の確保が厳しい中、歳出面では各所に経費削減の努力がうかがえる決算であると思われまます。よって、この8会計の決算には賛成するものであります。

以上、令和元年第3回定例町議会に提出されました18議案全てに対し、私は賛成するものであります。皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

令和元年9月20日、賛成討論者、服部英二夫。

よろしく申し上げます。

○議長（伊藤律雄君） ほかに討論者はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は議会運営委員会で御決定いただいたとおり採決を行いますので、御理解を願います。

それでは、日程第1、議案第35号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第36号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第37号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第38号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第39号、木曾岬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第40号、木曾岬町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第41号、木曾岬町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第42号、木曾岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第43号、木曾岬町立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第44号、木曾岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第45号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対するそれぞれの委員長報告は可決です。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第45号はそれぞれの委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第46号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程13、議案第47号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第48号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第15、議案第49号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第50号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたします。

次に、日程第17、議案第51号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第18、議案第52号、平成30年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決

算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。したがって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書

日程第20 発議第6号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

日程第21 発議第7号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

日程第22 発議第8号 防災対策の充実を求める意見書

○議長（伊藤律雄君） 次に、日程第19、発議第5号から日程22、発議第8号までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○議長（伊藤律雄君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。

発議第5号から第8号について、提出者は登壇の上、お願いいたします。

○9番（伊藤好博君） 議長、9番。

○議長（伊藤律雄君） 9番議席、伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君） それでは、発議5号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「義務教育国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

しかしながら、1985年に義務教育費国庫負担金の対象外となった教材費等は一般財源の中に組み込まれています。例えば、2017年の学習指導要領等改訂により、今後、プログラミング教育等が導入されていくにもかかわらず、教育用コンピュータ機器端末の整備状況は、都道府県で格差があり、三重県内においても地域間格差があります。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、極めて重要なことです。義務教育の水準を安定的に確保し、地域間格差が生じないようにするためには、一般財源ではなく、

国庫負担金による財源の確保とその増額が必要です。

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。
意見書の提出先は、財務大臣宛てです。

次に、発議6号の説明を申し上げます。

同じく、意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

その理由は、子どもたちの姿を出発点とした、主体的で協同的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、もっとも重要な環境整備のひとつだと考えます。

学級編成について国際的に比較すると、経済協力開発機構（OECD）加盟国1クラス当たりの児童生徒数が小学校21人、中学校23人であるのに対し、日本の1クラス当たりの児童生徒数は小学校27人、中学校32人、三重県は、小学校25.1人、中学校30.2人と、OECD加盟国の平均を大きく上回っています。これは2018年の発表です。

個別の支援を必要とする児童生徒や外国につながる児童生徒が増加している今、教職員がよりきめ細かく児童生徒一人ひとりと向き合うためのさらなる環境整備が必要です。

また、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比2.9%で、OECD加盟国平均（4.2%）に未だに及んでいません。教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決につながり、さらには、子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの「豊かな学び」を保障することにつながります。

以上のような理由にもとづき、地方自治法99条の規程により意見書を提出します。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てです。

次に、発議第7号の説明を申し上げます。

同じく、意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）。

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

その理由は、学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子どもの貧困率」は13.9%となり、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあると言えます。また、大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（貧困率10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

そのため、教育に係る公的な支援は、極めて重要です。子どもたちに対して、教育相談

などを充実させる取り組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取り組みが、今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、OECD平均の30%を大きく上回っています(2018年)。すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が必要です。

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てです。

次に、発議第8号の説明を申し上げます。

これまでと同様に、意見書案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「防災対策の充実」を求める意見書(案)。

趣旨といたしまして、子どもたちの安心安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかること。

その理由は、「南海トラフ巨大地震の被害想定(第二次報告)」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活を続けることになると推計されています。東日本大震災や西日本豪雨等、これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも、9割以上の公立学校が避難所指定を受けています。

しかし、三重県における防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ28.4%、貯水槽・プールの浄化装置69.2%(2017年)など、十分であるとは言えず、災害時における電気や水道などのライフラインの確保についてもまだまだ課題があります。また、耐震化対策のうち、屋内運動場などの天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟で未だ完了していません。

さらには、避難所となった学校において、地域と連携し、学校としてどのような初期対応が必要か等の議論も必要です。

地震や風水害等さまざまな災害を想定した学校施設設備の整備をすすめた上で、その学校施設設備が災害時により一層活かされるよう、学校・家庭・地域が連携した防災・減災の地域づくりが急務です。

以上のような理由にもとづき、地方自治法第99条の規程により意見書を提出します。

意見書の提出先は、文部科学大臣宛てです。

以上、意見書案4件の趣旨説明とさせていただきます。御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤律雄君) ありがとうございました。

これより発議第5号から発議第8号の意見書4件に対する質疑に入ります。

この件につきまして、何か御質疑がございましたら御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○議長（伊藤律雄君） 8番議席、中川和子君。

○8番（中川和子君） まず、発議の6号ですが、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書（案）です。

これは請願のときにも申し上げたんですが、学級編成の国際比較、OECD加盟国1人当たりの児童数が日本とそれから三重県、去年は三重県はなかったんですが、日本の1クラス当たりの児童数と、それからOECDの1クラス当たりの児童数が比較されているんですが、先ほど2018年発表と言われましたが、去年はたしか2017年発表というか、括弧書きの中が2017年になっていて、人数が全く同じだったんですけど、同じだったのか、調べていないのでなんなんですけど、私としては計数が年度ごとに変わっていくものではないかなって改めて考えるところですが、いかがでしょうか。

それから、請願の中には日本の教育機関に対する公財政支出の年度が2018年と出ておりますが、今回2018というのが抜いてありますが、それはなぜでしょうか。

それから、発議8号の「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書（案）ですが、1行目の厚生労働省となっておりますが、国に出す意見書ですので、厚生労働省という、やはりきちんとした名称にしたほうがいいのではないかと考えます。

それから、先ほどOECDとの比較が前の意見書の中で出されましたが、ここの中の最後の日本の高等教育の授業料の国際比較、OECDとの平均が2018年になっているんですが、先ほどのOECDの1クラス当たりの平均も2018年にはまだ出ていないはずなので、このあたりをきちんとしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤律雄君） ただいま中川和子君の質疑に、提出者、よろしく願いいたします。

○9番（伊藤好博君） 議長、9番。

○議長（伊藤律雄君） 9番議席、伊藤好博君。

○9番（伊藤好博君） 御質疑のあったOECD発表年度等ではありますが、OECDは3年前の数値の分析で発表しているようです。この文章に掲げておる提出者においては、その発表があった年度を書いているということであります。

それから、厚生労働省と正確に書くべきではないかということでありますが、理由だけであって、提出先はきちんとした文部大臣とかになっていると思いますので、御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（伊藤律雄君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 質疑を終結し、続いて、討論に入りたいと思います。異議ござい

ませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認めます。よって、これより討論に入ります。

討論の方は一括討論したいと存じます。これに御異議ございませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 異議なしと認め、一括討論といたします。

討論のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 討論者なしと認めます。よって、討論を終わります。

ただいま上程中の発議第5号、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書について、発議第6号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書について、発議第7号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について、発議第8号、「防災対策の充実」を求める意見書についての4議案について、1議案ごとに採決を行います。

日程第19、発議第5号、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第19、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決した意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第20、発議第6号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 起立願います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 中川君の動議に賛成の方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） なし。同意がございませんので、否決します。

ただいま発議第6号、「教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立多数です。よって、日程第20、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付させます。

次に、日程第21、発議第7号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 賛成の方は御起立願います。

〔「今、動議に賛成するんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤律雄君） 違います。動議は取り上げておりませんので、もう一遍言います。

次に、日程第21、発議第7号、「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。多数です。よって、日程第21、発議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決した意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

次に、日程第22、発議第8号、「防災対策の充実」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤律雄君） ありがとうございます。起立全員です。よって、日程第22、発議第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

可決しました意見書は事務局より直ちに送付いたさせます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じさせていただきます。

これにて令和元年第3回木曾岬町議会定例会の閉会といたします。

午前10時 2分閉会

○議長（伊藤律雄君） 議員の皆様方には、定例会が9月5日から本日までの16日間の日程で開催されまして、議案審議には十分な調査と活発な御議論をいただき、ありがとうございます。皆様の協力によりまして円滑な議事進行と議会運営により本定例会を無事終えることができ、住民の皆さんの負託にもお応えすることができましたこと、厚く御礼申し上げます。また、加藤町長を初めとする執行部の皆様方には、このたび可決決定した議案を、住民福祉向上と町政の進展につなげるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議に出席いただきまことにありがとうございました。本日はありがとうございました。